

倉吉市花と緑のまちづくり支援事業補助金交付 募集要項

市内で多くの人の目に触れる場所（道路沿道区域、河川敷地及び公園敷地その他の公共用地をいう。）に花その他植物（樹木を除く。）を計画的に植える事業を行なう団体に対し補助金を交付することで、市民の主体的な緑化活動を推進することを目的としています。

独自のアイデアと専門性を生かし、植栽事業を実施する団体を募集します。

1 補助対象事業

道路沿道区域、河川敷地及び公園敷地などでの植栽事業（樹木は除く。）

※申請前に、倉吉市役所市民生活部地域づくり支援課(TEL:0858-22-8159)までお問い合わせください。

2 対象とならない事業

- (1) 同一事業について、市の他の助成制度を受けている事業
- (2) 団体自ら企画・運営しておらず、主体的でない事業
- (3) 団体の経常的な事業
- (4) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とする事業

※企業が行う社会貢献活動に該当すると認められる取組を行う場合を除く。

- (5) 特定の個人、団体又は構成員のみが利用又は利益を受ける事業
- (6) 同一事業につき2回交付を受けた事業(連続・不連続にかかわらず)
- (7) 暴力団又は、暴力団員等の統制下にある団体が行う事業

3 対象団体

- (1) 道路沿道区域、河川敷地及び公園敷地にて植栽事業を行う団体
- (2) 規約、会則等の定めにより運営上の規律が確立されていること

※同一年度内に一団体が補助を受けられるのは1件のみとする。

4 補助限度額・募集团体数

- ・補助限度額 10万円
- ・補助額は、対象経費の総額から本補助金以外の収入（市以外の他の補助金を含む。）を除いた額と上記限度額のいずれか低い額とする。
- ・募集团体数は3団体程度を予定しますが、募集状況により変動する場合があります。

5 補助対象経費

- (1) 補助金の目的を達成するために、花その他の植物を植える計画策定に要する経費。また、植栽事業により植えた植物の管理にかかる経費
- (2) 花その他の植物を植えるために必要な原材料、消耗品等購入に要する経費
具体的には次のとおりとする

項目	補助対象経費の内容
報償費	講師・専門家等へ謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅費	講師・専門家等の交通費、通行料金等
需用費	花その他植物を植えるために必要な消耗品費、原材料費等、印刷製本費

役務費	通信運搬に係る経費、保険料等
使用料及び賃借料	会場借上料、機器使用料等
その他経費	上記のほか事業の実施に必要で、市長が適当と認める経費

6 補助対象外経費 : 事業実施に直接関係のない経費は対象となりません。

- (1) 団体の事務所管理経費や構成員に対する人件費等に要する経費
- (2) 団体の経常的な活動に係る経費
- (3) 飲食費（食事、弁当、茶菓子など）
- (4) 備品購入費
- (5) 補助金の交付決定より前に支出した経費
- (6) その他適切でないと認められた経費

※経常的な活動に係る経費とは、団体の日常的な活動において要する経費のことをいう。

7 補助対象事業期間

交付決定日以降に着手し、令和9年3月31日までの間に実施する事業

8 募集期間

令和8年4月1日（水）～4月30日（木）

9 提出書類

交付申請書（事業計画書・収支予算書を添付）を記入し地域づくり支援課（倉吉市役所第2庁舎3階）に直接ご持参ください。

※各様式は、市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。または、地域づくり支援課へ直接請求してください。

10 選考方法及び交付の決定

募集期間終了後に、市が設置する審査委員会により、交付の対象となる団体を選考し、予算の範囲内で交付決定を行います。

※審査の結果、同評価を受けた団体が複数あり、かつ、その全ての団体に対して補助を行うことが困難な場合は、協議により補助団体を決定します。

11 補助金交付

補助金交付決定の通知を受けた団体が、事業完了後に提出する実績報告書により実績の確認を行った後、補助金を交付します。ただし、必要と認められる場合は、交付決定後に交付決定額の範囲内で概算払いを行います。

12 事業の報告及び公開

補助金交付を受け事業を実施した団体については、事業完了時に地域づくり支援課に提出された事業実績報告の概要等を、倉吉市ホームページ等で広報します。

13 手続等のスケジュール

募集期間	令和8年4月1日（水）～4月30日（木）
事業申請書の審査	5月上旬
補助団体決定・通知	6月上旬
実績報告書提出	事業がすべて完了した後10日以内

※実績報告書の審査・確認をもって事業の完了とする。

14 選考基準

- (1) 成果が多くの市民の目に触れるものか。
- (2) 将来、継続的な活動が見込まれるものか。
- (3) 事業の目的、内容が明確で、実行可能な事業計画が立てられているか。
- (4) 市民活動の特性を生かしているか。

【お問合せ先】

倉吉市市民生活部地域づくり支援課

TEL (0858) 22-8159 / FAX (0858) 22-8230